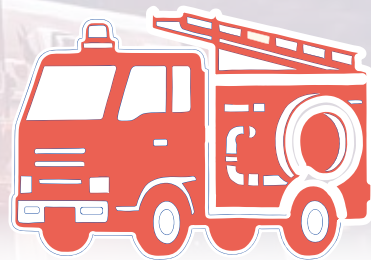


緊急自動車が 近付いてきたらどうする？ ～命を守るための「譲り方」～



もう一度確認!緊急自動車の譲り方

救急車や消防車等の緊急自動車のサイレンが聞こえてきたら、その先には一刻を争う現場があり、ドライバーの皆さんの協力があるからこそ、緊急自動車で現場に向かうことができます。しかし、運転中に慌てて急ハンドルや急停車をすると危険です。そこで今一度、安全な走行のため緊急自動車の譲り方を確認してみましょう。



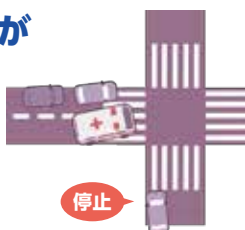
一般道の譲り方

左側に寄って、一時停止します。対向車線で走行中の車も同様です。



交差点付近でサイレンが聞こえたら?

交差点の停止線で停車、または交差点を避けて停車します。



高速道路でサイレンが聞こえたら?

追越車線を走行中は、走行車線に入り緊急車両の通過を妨げないようにします。



歩行者や横断歩道で歩行中サイレンが聞こえたら?

消防車が火災の現場に向かうときは、歩行者の方はご協力をお願いします。

横断中は速やかに横断をお願いします。

※消防法第26条「消防車が火災の現場に赴くときは、車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。」



Q&Aコーナー

Q1:「赤信号で停車中に後ろからサイレンが聞こえたら信号無視して進んでもいいですか？」

A: いいえ、赤信号を無視して進むことは基本的にできません。原則として、信号の手前でそのまま停止を続けてください。緊急車両は周囲を確認しながら通過していきます。警察官の誘導がある場合は、それに従ってください。

Q2:「サイレンは聞こえるけど、どこから来ているかわかりません。どうすればいいですか？」

A: まずは落ち着いて、ミラーで後方や交差点の様子を確認しましょう。進路が不明でも、左側に寄って徐行することで緊急車両の通行を妨げずに済みます。無理な進路変更や急停止は避けて、安全第一で対応してください。

Q3:「救急車で家族が搬送されました。心配なので、後ろから家用車で追いかけてもいいですか？」

A: お気持ちはよく分かりますが、お控えください。緊急自動車は赤色灯やサイレンなど要件を満たしたうえで緊急走行をしています。一般の自動車が、同じ行為をすると交通違反や事故の原因にもなります。

道路交通法にもとづく義務

道路交通法第40条で定められている内容によると、「緊急自動車*が接近してきたときは、車両は、道路の左側に寄って、これに進路を譲らなければならない。」(一部省略)と記載されています。

違反した場合、緊急自動車妨害等違反による罰金と違反点数が科せられます。

*緊急自動車とは消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいいます。(道路交通法第39条)

緊急車両が通れる道は、命がつながる道です。

サイレンが聞こえたら、慌てず、落ち着いて円滑な通行のためご協力ください。

私たち消防だけでなく、住民の皆さん一人ひとりの行動が、地域の安全と命を守ることに繋がります。